

東旭川訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団慈成会が開設する東旭川訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）は、健康保険法及び介護保険法による指定訪問看護及び介護予防訪問看護を行う事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの保健師・看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が、後期高齢者医療対象者及び健康保険法等により必要を認めた利用者、または要介護状態及び要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 1 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 東旭川訪問看護ステーション
- ② 所在地 旭川市東旭川町下兵村 254 番地 5 東旭川病院内

(職員の種類、職員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の種類、職員数及び職務内容は次の通りとする。

ただし、職員は必要に応じて変更することができる。

- (1) 管理者(看護師) 1名

従業員の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

- (2) 保健師・看護師等

看護師：常勤換算で2.5名以上(内1名は管理者と兼務)

保健師及び看護師は、医師の指示に基づき訪問看護計画書及び訪問看護報告書又は介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

月曜日～金曜日 8:30～17:00 ※但し、国民の祝日、8月15日、12月30日～1月3日を除く。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の援助
- (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の指導
- (8) カテーテル等の管理
- (9) その他の医師の指示による医療処置

(利用料金等)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、費用については別紙重要事項説明書の通りとする。

1 健康保険及び高齢者医療保険法による指定訪問看護を提供した場合は、以下の通り徴収する。

(1) 基本療養費 各種健康保険法に基づく自己負担割合として1回の訪問に付き
療養費 × 負担割合(1割～3割)

2 前2項の費用の支払いを受ける場合には、重要事項説明書により利用者及びその家族に説明し同意を受け署名、押印してもらう。

3 料金改定があった場合には、別紙により利用者及びその家族に説明し同意を得るものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

(通常事業の実施地域)

第9条 通常事業の実施地域は旭川市内とする。実施地域以外の場所については、相談に応じる。

(ハラスメントに関する事項)

第10条 下記(1)～(4)の行為が見受けられた際、場合により利用者に対し契約解除とする。

- (1) 身体的暴力(物をなげつける・刃物を向ける・服をひきちぎる・手をはらいのける)
- (2) 精神的暴力(怒鳴る・奇声や大声を発する・特定の職員に嫌がらせをする)
- (3) セクシャルハラスメント(身体を触る・腕を引っ張る・ストーカー行為・抱きしめる)
- (4) カスタマーハラスメント(契約外の無理難題の要求等)

(身体拘束について)

第11条 ステーションは、身体拘束について基本的に行わない。

但し、身体に危険を及ぼす場合、ご家族、主治医、介護支援専門員と相談の上、利用者もしくはご家族に書面で同意を得て行います。ご本人の負担を最小限にするため、短時間で危険のないよう深く配慮をする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、利用者に対する虐待の禁止、虐待の予防及び早期発見のための措置を定め、全ての職員がこれらを認識し、福祉の増進に努める。
- 2 ステーションにおける利用者に対する虐待を防止するために、職員へ研修を年1回定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるとともに、業務の体制も整備する。

- (1) 採用時(新人)研修の実施（採用後6か月以内）
 - (2) 年2回の継続研修の実施
- 2 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(規定外条項等)

この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団慈成会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- 1) 令和6年4月1日 制定
- 2) 令和6年4月23日 一部改定
- 3) 令和7年3月18日 一部改定